

令和5年1月20日

国土交通省

日本小型船舶検査機構に対する業務改善指示について

令和4年4月23日に事故を起こした(有)知床遊覧船のKAZU Iに対する中間検査において、携帯電話、ハッチカバー及び固定バラストに関する検査方法が十分でなかったこと、また、それに加え、地方運輸局の船舶検査官が日本小型船舶検査機構による現場の検査業務を確認した際、国と異なる検査実態も確認されたことを踏まえ、本日、日本小型船舶検査機構に対し、船舶検査の実効性の更なる向上のために、現場における検査実態について総ざらいし、所要の改善を行うように指示いたしましたので、お知らせします。詳細については、添付資料をご覧ください。

(添付資料)

船舶検査業務の改善について

【問い合わせ先】代表:03-5253-8111

海事局検査測度課 小磯・加藤(内線 44-101、44-115)

直通:03-5253-8639

国海査第 283 号
令和 5 年 1 月 20 日

日本小型船舶検査機構
理事長 森 雅 人 殿

国土交通省海事局長
高 橋 一 郎

船舶検査業務の改善について

令和 4 年 4 月 23 日に事故を起こした KAZU I について、貴機構が実施した中間検査において、携帯電話、ハッチカバー及び固定バラストに関する検査方法が十分でなかったことが明らかとなった。

さらに、令和 4 年 9 月より、地方運輸局の船舶検査官が貴機構による検査の現場に同行し、検査業務の確認を実施しているが、その中で、「必要な係船ロープが搭載されていることを確認していたが、ロープの状態の確認が十分ではなかった」等、検査実態が国と異なる事例が確認されている。

これまで、貴機構の検査方法の総点検・是正に取り組んできたところであるが、これらを踏まえると、船舶検査の実効性の更なる向上のために、貴機構として現場における検査実態を総ざらいし、所要の改善を行うことが必要である。

については、速やかに、検査業務の改善を行うための具体的方策を検討し、令和 5 年 2 月 20 日までに報告されたい。